

唐津市立成和小学校いじめ防止基本方針

唐津市立成和小学校
令和8年4月1日

1 策定の意義

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、唐津市立成和小学校いじめ防止基本方針（以下「成和小基本方針」という。）を策定した。

- 学校、学校内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめの防止等のための指導體制・組織

本校は、法の規定に基づく以下に掲げる組織を学校に設置することとし、各組織の適切な運用及び連携の強化を図ることで、成和小基本方針に基づくいじめ防止等のための対策がより実効的なものとなるように努める。

(1) いじめ防止対策委員会（22条委員会）

学校の内外におけるいじめの防止等の措置を効果的に行うため、法第22条に基づく成和小学校いじめ防止対策委員会（以下「成和小学校委員会」という。）を設置する。

成和小学校委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ①学校におけるいじめ防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
- ②学校で発生したいじめについて、支援・指導體制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議等を行う。
- ③委員……校長、教頭、教務、生徒指導主任(部長)、養護教諭、該当児童の担任、いじめ防止対策委員（SC、PTA、学校評議員等）

(2) 役割

基本方針策定、年間計画、状況把握と改善など

4 いじめの未然防止の取組

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身につけさせるため、学校教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

(2) 児童生徒の自主的な取組への支援

児童会活動において、児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう、人権集会やいじめ撲滅宣言等、児童生徒の自主的な取組の支援を行う。

(3) いじめ防止強化月間の設定

毎年6月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定して、市と連携しながらいじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止

情報モラルに関する指導者養成のための研修会を実施し、指導法の改善・充実に図るとともに、学校における児童生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) よりよい学級集団づくりのための取組

定期的にQ-Uテストを実施し、よりよい学級集団をつくるための客観的なデータとして活用する。また、よりよい活用の仕方を探るための講演会や研修会に積極的に参加する。

(6) 児童生徒の自己肯定感を高めるための地域との連携

地域や外部の人材の協力を得ながら、体験的な活動を通じて自己肯定感を高めるとともに、規範意識を醸成し、成長意欲の慎重に努める。

5 いじめの早期発見の取組

未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

(1) 相談体制の拡充

① スクールカウンセラーの活用

全ての児童が心理等の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備することにより、学校における相談機能を高める。

- ② スクールソーシャルワーカーの活用
青少年支援センターに配置されている心理、福祉等の専門的知見を有するソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携した対応を行うことにより、学校における相談機能を高める。
- ③ 青少年支援センターの相談窓口を利用
教育委員会内の相談窓口や県が設置する学校いじめホットライン及び心のテレホン（365日24時間対応）の電話相談窓口や、警察が設置する少年サポートセンターにおけるヤングテレホンや精神福祉センターの佐賀こころの電話等関係機関の相談窓口を利用するとともに、いじめの早期発見・早期対応のため関係機関と連携を図る。

(2) 実態把握の改善

- ① 秘匿性を高めたアンケート調査の実施
県教育委員会が実施する年2回のアンケートを実施し、いじめの顕在化を図る。
- ② 生活アンケートの実施
毎月生活アンケートを実施し、友達関係を中心とした児童の実態を把握し、いじめのさらなる顕在化を図る。
- ③ ネット上への書き込み等の実態把握
ネット上に不適切な表現がないか県や市のネットパトロールに依頼して、情報共有を図る。有事には不適切な書き込みについてサーバー管理者へ削除依頼をするなど、早期発見及び早期対応を図る。

(3) いじめに対する措置への指導・支援

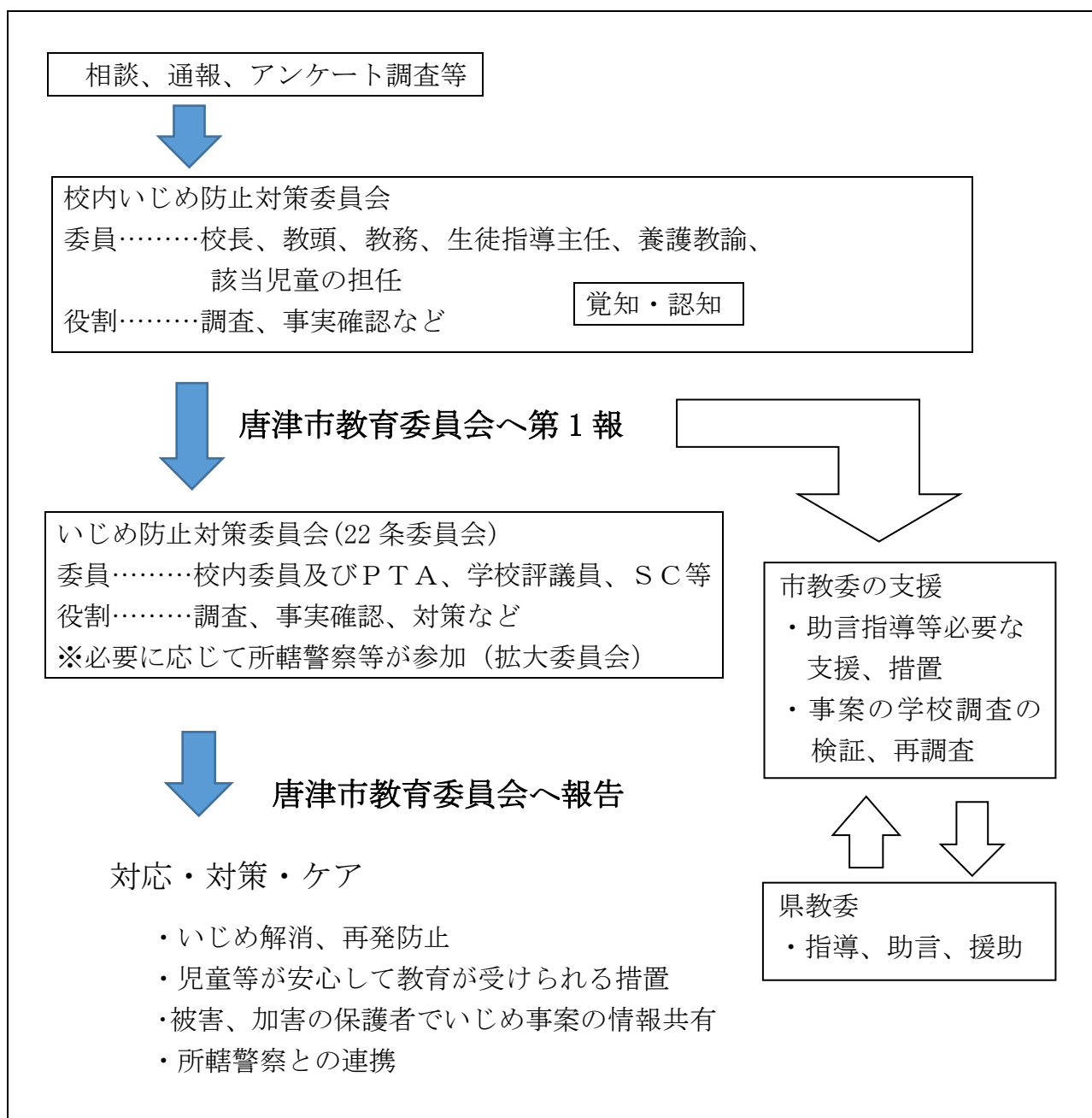
法第23条第2項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、教育委員会へ速やかに報告する。いじめの状況及び解決へ向けた学校の取組状況等必要に応じ、対応の在り方等について指導・支援をいただく。

6 いじめの事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① 教職員や保護者などは、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童が在学する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を唐津市教育委員会に報告する。（問題行動等の月別報告において。いじめの覚知・認知）
- ③ いじめがあったと確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤ いじめの事案に係る情報を いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。

いじめ発生時の対応(通常対応)



(2) ネットいじめに対する対応

- ① ネットいじめがあった場合、または、ネットいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ② ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ③ 問題が解消したと判断した場合も、その児童の様子を見守り、ネットパトロール等を実施し、継続的な指導・支援を行う。

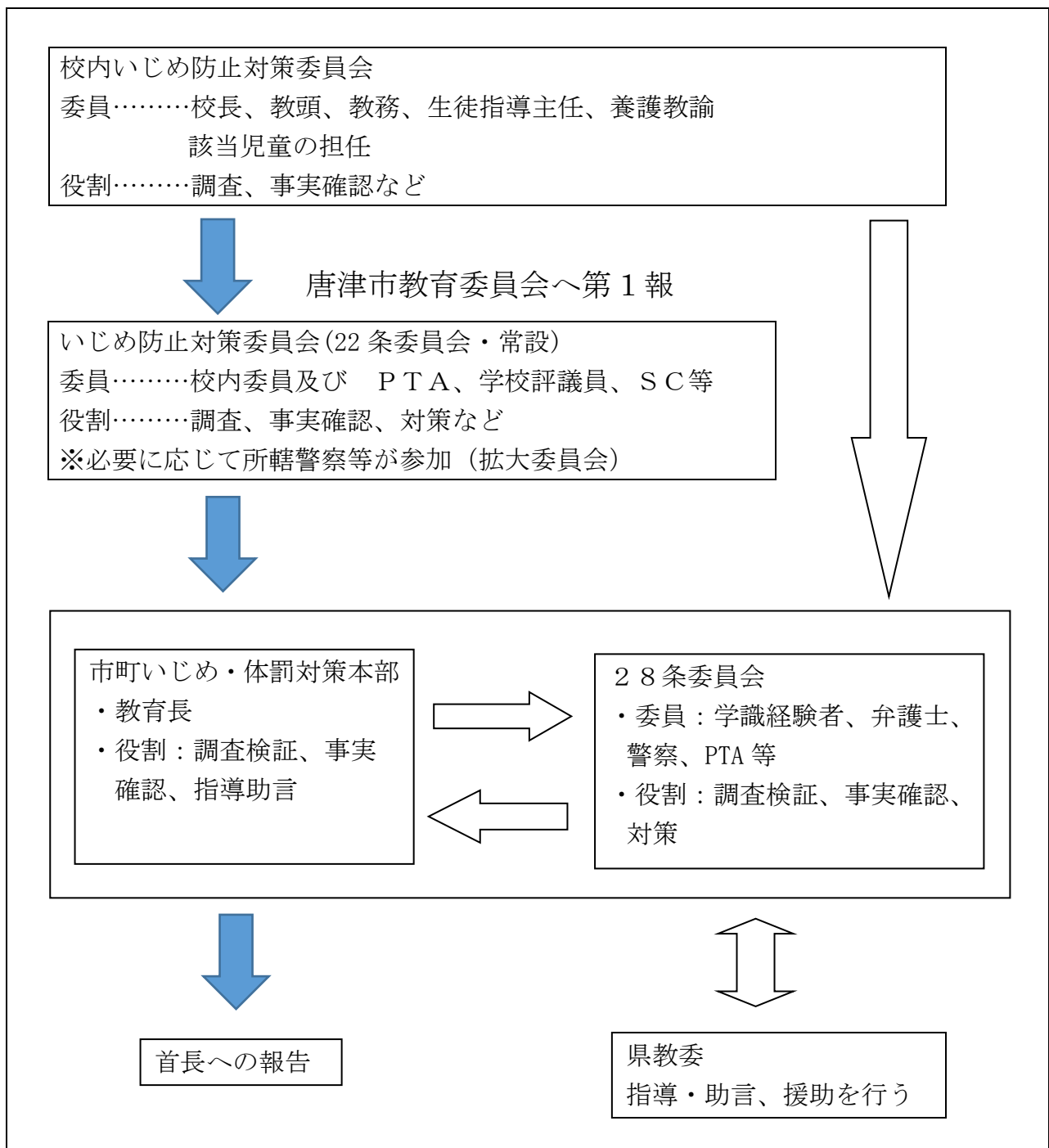
(3) 重大事態への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。この場合、22条委員会、拡大委員会を経て校長が唐津市教育委員会へ報告する。

① 重大事態とは、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがある場合。

② 児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。

いじめ発生時の対応(重大事態)



7 いじめの再発防止の取組

(1) 「いじめの解消」の周知徹底

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、教職員への周知及び取組の徹底を図る。

※「いじめの解消」とは、認知したいじめについて、被害児童へのケアや加害児童への指導など、学校による適切な措置が行われた後、3か月以上その後の観察や面談等を行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態。

(2) いじめからの立直り支援

被害児童がいじめから立ち直ることができるよう、児童の状況に応じ、適応指導教室等の関係機関と積極的に連携した取組を行う。

また、加害児童についても当該児童がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立直り支援活動等と積極的に連携した取組を行う。

(3) いじめの問題に対する学校評価の適正な運用

いじめの有無や発生件数などの結果のみを評価するのではなく、児童に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組等、学校がいじめの再発防止につながる学校評価を行う。

8 職員研修

(1) いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

① いじめ防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るため、県や市と連携して研究協議や演習等を取り入れた研修を実施する。

② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用

いじめ対応マニュアルを教職員に配布するとともに、教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか？」など、いじめの防止等に関する資料を紹介し、これらの資料の効果的な活用を図る。

9 取組体制の点検及び評価について

(1) 施策等の点検評価

いじめ防止等に係る対策を効果的かつ着実に実施していくために、取組状況を客観的に点検・評価するためのPDCAサイクルを確立し、施策や取り組み状況について点検・評価を行う。

(2) 基本方針の見直し

点検・評価の結果を踏まえ、法の施行状況、国基本方針の動向等を勘案し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。